

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

MICROSOFT SQL SERVER 2008 WEB EDITION

本マイクロソフト ライセンス条項 (以下「本ライセンス条項」といいます) は、お客様とMicrosoft Corporationまたはお客様の居住地によってはその関連会社 (以下「マイクロソフト」といいます) との契約を構成します。以下のライセンス条項を注意してお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体 (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本ライセンス条項は本ソフトウェアに関連する下記マイクロソフト製品にも適用されるものとします。

- 更新プログラム
- 追加ソフトウェア
- インターネットベースのサービス
- サポート サービス

ただし、これらの製品に別途ライセンス条項が付属している場合には、該当するライセンス条項が適用されるものとします。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様が本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店へご返品されることにより、お支払いいただいた金額の払戻しを受けられる場合があります。購入店から払戻しを受けられない場合、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、www.microsoft.com/worldwide をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/ をご参照ください。

お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様が正規にライセンスを取得した各サーバーについて、以下の権利が許諾されます。

1. 総則。

- ソフトウェア。**本ソフトウェアは次の製品で構成されます。
 - サーバー ソフトウェア
 - サーバー ソフトウェアによって直接使用されるのみの追加ソフトウェア、または他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用される追加ソフトウェア
- ライセンスの形態。**本ソフトウェアは、お客様がサーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する物理的プロセッサおよび仮想プロセッサの数に基づいて使用許諾されます。
- ライセンスに関する用語。**
 - **インスタンス。**お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものとみなされます。また、既存のインスタンスを複製することによっても、ソフトウェアのインスタンスを作成したものとみなされます。本ライセンス条項に含まれる本ソフトウェアに関する記述には、本ソフトウェアの「インスタンス」も含まれるものとします。

- **インスタンスの実行。**お客様は、ソフトウェアのインスタンスをメモリにロードし、その1つ以上の指示を実行することにより、「インスタンスを実行」したものとみなされます。インスタンスは、一度でも実行されると、メモリから削除されるまで実行中であるとみなされます。そのインスタンスの指示が引き続き実行されているか否かには左右されません。
- **オペレーティング システム環境。**「オペレーティング システム環境」とは、次のものをいいます。
 - 別個のマシン (プライマリ コンピュータ名もしくは同様の固有識別子により識別されます) または別個の管理権の識別を可能にする、オペレーティング システム インスタンスのすべてまたは一部、または仮想 (またはエミュレートされた) オペレーティング システム インスタンスのすべてまたは一部
 - (該当する場合は) そのオペレーティング システム インスタンス上または上記の一部で実行されるように設定されているアプリケーションのインスタンス

オペレーティング システム環境には、物理的オペレーティング システム環境と仮想オペレーティング システム環境の 2 種類があります。物理的オペレーティング システム環境は、物理的ハードウェア システム上で直接動作するように設定されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア (Microsoft Virtual Server または同様のテクノロジーなど) を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジーや同様のテクノロジーなど) を提供するために使用されるオペレーティング システム インスタンスは、物理的オペレーティング システム環境の一部とみなされます。また、仮想オペレーティング システム環境は、仮想な (またはエミュレートされた) ハードウェア システム上で動作するよう設定されています。物理的ハードウェア システムには、次のいずれかあるいは両方が含まれます。

- 1 つの物理的オペレーティング システム環境
- 1 つ以上の仮想オペレーティング システム環境
- **サーバー。**サーバーとは、サーバー ソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェア システムをいいます。ハードウェア パーティションまたはブレードは、別個の物理的ハードウェア システムとみなされます。
- **物理的プロセッサおよび仮想プロセッサ。**物理的プロセッサとは、物理的ハードウェア システム上のプロセッサをいいます。物理的オペレーティング システム環境は、物理的プロセッサを使用します。仮想プロセッサとは、仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェア システム上のプロセッサをいいます。仮想オペレーティング システム環境は、仮想プロセッサを使用します。仮想プロセッサは、基本となる物理的ハードウェア システム上の各物理的プロセッサと同じ数のスレッドとコアを持つとみなされます。
- **ライセンスの割り当て。**ライセンスの割り当てとは、ライセンスを 1 台のデバイスまたは 1 人のユーザーに割り当てる行為をいいます。

2. 使用に関する権利。

- a. **サーバーに関するライセンスの取得。**1 台のサーバー上でサーバー ソフトウェアのインスタンスを実行するためには、事前にソフトウェア ライセンスの必要な数を判断し、それらのライセンスを以下の説明に従って対象のサーバーに割り当てる必要があります。
 - i. **必要なライセンス数の決定。**必要なソフトウェア ライセンスの数を事前に判断します。1 台のサーバーに必要なソフトウェア ライセンスの合計数は、以下の (A) および (B) で必要なソフトウェア ライセンスの合計数に等しい数となります。
 - (A) サーバー上の物理的オペレーティング システム環境で本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行するためには、お客様は、物理的オペレーティング システム環境が使用する各物理的プロセッサごとに 1 つのソフトウェア ライセンスを取得する必要があります。
 - (B) サーバー上の仮想オペレーティング システム環境で本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行するためには、お客様は、仮想オペレーティング システム環境が使用する各仮想プロセッサごとに 1 つのソフトウェア ライセンスを取得する必要があります。仮想オペレーティング システム環境が仮想プロセッサの一部を使用する場合、その一部分は 1 つの仮想プロセッサとして数えます。
- b. **サーバーへの必要な数のライセンスの割り当て。**

- i. お客様は、1 台のサーバーについて必要となるソフトウェア ライセンスの数を算定した後に、必要な数のソフトウェア ライセンスを対象のサーバーに割り当てる必要があります。必要な数のソフトウェア ライセンスが割り当てられたサーバーは、割り当てられたすべてのライセンスに関して「ライセンス取得済みのサーバー」とみなされます。お客様は、同じライセンスを 2 台以上のサーバーに割り当てることはできません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のサーバーとみなされます。
 - ii. ソフトウェア ライセンスの再割り当ては可能ですが、前回の割り当てから 90 日が経過している必要があります。ただし、永続的なハードウェアの障害により、ライセンス取得済みのサーバーの使用を中止する場合は、90 日が経過する前にソフトウェア ライセンスを再割り当てすることができます。お客様がライセンスを再割り当てする場合、お客様がライセンスを再割り当てしたサーバーが、そのライセンスに関して新たな「ライセンス取得済みのサーバー」とみなされます。
- c. **サーバー ソフトウェアのインスタンスの実行。**お客様が必要とされる数のソフトウェア ライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は一度に、本サーバー ソフトウェアの任意の数のインスタンスを、ライセンス取得済みのサーバー上の物理的または仮想オペレーティングシステム環境で実行することができます。ただし、当該オペレーティング システム環境で使用される物理的プロセッサと仮想プロセッサの合計数は、対象のサーバーに割り当てられたソフトウェア ライセンスの数を超えないものとします。
- d. **追加ソフトウェアのインスタンスの実行。**お客様は、任意の数のデバイス上の物理的オペレーティング システム環境または仮想オペレーティング システム環境において、以下の追加ソフトウェアの任意の数のインスタンスを実行するかまたはそれ以外に使用することができます。お客様は、追加ソフトウェアを本サーバー ソフトウェアと共に使用する場合に限り直接、または他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用できます。
 - Business Intelligence Development Studio
 - クライアント ツール下位互換性
 - クライアント ツール接続
 - クライアント ツール SDK
 - Management Studio
 - Microsoft Sync Framework
 - SQL Server 2008 オンライン ブック
- e. **サーバーまたはストレージ媒体上でのインスタンスの作成と保存。**お客様は、取得する各ソフトウェア ライセンス 1 件につき、以下の追加の権利が許諾されます。
 - お客様は、サーバー ソフトウェアおよび追加ソフトウェアについて、任意の数のインスタンスを作成することができます。
 - お客様は、サーバー ソフトウェアおよび追加ソフトウェアのインスタンスを、お客様の任意のサーバーまたはストレージ媒体に保存することができます。
 - お客様は、前述のお客様のソフトウェア ライセンスに基づいて本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使する目的に限り、本サーバー ソフトウェアおよび

追加ソフトウェアのインスタンスを作成および保存することができます (つまり、第三者にインスタンスを再頒布することはできません)。

- f. **対象となるマイクロソフト製プログラム。**本ソフトウェアには他のマイクロソフト製プログラムも含まれています。お客様によるこれらのプログラムの使用には、プログラムに付属するライセンス条項が適用されます。

3. 追加のライセンス条件および追加の使用権。

- a. **アクセスにクライアント アクセス ライセンス (CAL) は不要。**お客様は、本サーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスするその他のデバイスについて、CAL を取得する必要はありません。
- b. **基幹業務アプリケーションのサポートは禁止。**本ソフトウェアは、インターネット経由でのアクセスが可能な公開されている以下のものをサポートする目的に限り、使用することができます。
- Web ページ
 - Web サイト
 - Web アプリケーション
 - Web サービス

本ソフトウェアを、基幹業務アプリケーションのサポートを目的として使用することはできません (たとえば、カスタマ リレーションシップ マネジメント(CRM)、エンタープライズ リソース マネジメント (ERM) およびその他の同様のアプリケーションなど)。

- c. **インスタンスの最大数。**本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理的オペレーティング システム環境または仮想オペレーティング システム環境で実行することができる本サーバー ソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。
- d. **マルチプレキシング (多重化)。**次の目的 (「マルチプレキシング」または「プーリング」と呼ばれることがあります) で使用するハードウェアまたはソフトウェア を使用した場合であっても、必要なライセンス (種類を問いません) の数を減じることはできません。
- 接続数をプールする
 - 情報の経路を変更する
 - 本ソフトウェアに直接アクセスするかまたは本ソフトウェアを直接使用するデバイスやユーザーの数を減じる
 - 本ソフトウェアにより直接管理されるデバイスまたはユーザーの数を減じる
- e. **サーバー ソフトウェアの分離の禁止。**明示的に許可されている場合を除き、お客様は、1 つのライセンスに基づいて本サーバー ソフトウェアを分離して、複数のオペレーティング システム環境で実行することはできません。この制限は、それらのオペレーティング システム環境が同一の物理的ハードウェア システム上に存在する場合でも適用されます。
- f. **フェールオーバー サーバー。**お客様は、サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する任

意のオペレーティング システム環境に対し、一時的なサポートを行うための独立したオペレーティング システム環境において、パッシブ フェールオーバー インスタンスを同一数まで実行することが可能です。この場合、独立したオペレーティング システム環境で使用されるプロセッサの数は、アクティブ インスタンスが実行されている対応するオペレーティング システム環境で使用されるプロセッサ数を超えることはできません。お客様はライセンス取得済みのサーバー以外のサーバーでパッシブ フェールオーバー インスタンスを実行することができます。

4. **プロダクト キー。**本ソフトウェアのインストールおよび本ソフトウェアへのアクセスには、プロダクト キーが必要です。割り当てられたキーの使用に関する責任は、お客様が負うものとします。お客様は、第三者とキーを共有することはできません。お客様は、第三者に割り当てられているキーを使用することはできません。
5. **インターネットベースのサービス。**マイクロソフトは、本ソフトウェアと共にインターネットベースのサービスを提供します。マイクロソフトはいつでもこのサービスを変更または中止できるものとします。
6. **MICROSOFT .NET FRAMEWORK および POWERSHELL ソフトウェア。**本ソフトウェアには Microsoft .NET Framework および PowerShell ソフトウェアが含まれています。これらのソフトウェア コンポーネントは Windows の一部です。
7. **ベンチマーク テスト。**お客様は、マイクロソフトの事前の書面による許可がない場合、本ソフトウェアのベンチマーク テストの結果を第三者に開示することはできません。ただし、この制限は Windows コンポーネントには適用されません。Microsoft .NET Framework については、以下をご参照ください。
8. **MICROSOFT .NET FRAMEWORK。**本ソフトウェアには、1 つ以上の .NET Framework のコンポーネント (以下「.NET コンポーネント」といいます) が含まれています。お客様は、これらのコンポーネントの内部ベンチマーク テストを実施することができます。お客様は、<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406> に掲載されている条件に従うことを条件に、これらのコンポーネントのベンチマーク テストの結果を開示することができます。マイクロソフトと別段の合意があっても、お客様が当該ベンチマーク テスト結果を公表した場合、マイクロソフトは、<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406> に掲載されている条件に従うことを条件に、.NET コンポーネントと競合するお客様のソフトウェアについてマイクロソフトが実施したベンチマーク テストの結果を公表する権利を有します。
9. **ライセンスの適用範囲。**本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法によりこの制限を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。詳細については、www.microsoft.com/licensing/userights をご参照ください。次の行為は一切禁止されています。
 - 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること
 - 本ソフトウェアのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。ただし、適用される法により明示的に認められる場合を除きます
 - 本ライセンス条項で規定された以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること。ただし、適用される法により認められる場合は、この制限に関係なく複製できます

- 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること
- 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること
- 本ソフトウェアを商用ソフトウェア ホスティング サービスで使用する

任意のデバイス上で本ソフトウェアにアクセスする権利は、当該デバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

- 10. バックアップ用の複製。**お客様は、本ソフトウェア媒体のバックアップ用複製を 1 部作成することができます。バックアップ用の複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的に限り使用することができます。
- 11. ドキュメント。**お客様のコンピュータまたは内部ネットワークを正規にアクセスできる方は、内部的な参照目的に限り、ドキュメントを複製して使用することができます。
- 12. 再販禁止ソフトウェア (「Not For Resale」または「NFR」)。**お客様は、「NFR」または「Not for Resale」の表示のある本ソフトウェアを販売することはできません。
- 13. アカデミック パック (「Academic Edition」または「AE」)。**本ソフトウェアに「アカデミック パック」、「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様は「アカデミック パック使用対象者」として指定されている方でなければなりません。お客様がアカデミック パック使用対象者かどうかについては、www.microsoft.com/education をご覧になるか、または最寄りのマイクロソフトの関連会社までお問い合わせください。
- 14. ライセンス証明書 (「Proof of License」または「POL」)。**お客様が本ソフトウェアを CD-ROM またはその他の媒体で入手された場合、本ソフトウェアが正当に許諾されたものであることは、正規のマイクロソフト「Proof of License」ラベルが正規の本ソフトウェアの複製に付属していることにより識別することができます。正規のラベルは本ソフトウェアの梱包に貼付されているものでなければなりません。また、別個に販売することはできません。お客様が本ソフトウェアの使用許諾を受けていることを証明するため、ラベルが貼付された梱包材を保管してください。正規のマイクロソフト ソフトウェアを識別する方法については、www.microsoft.com/resources/howtotell/ja/default.mspx をご参照ください。
- 15. 第三者への譲渡。**本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェアおよび本ライセンス条項を直接第三者に譲渡することができます。譲渡の前に、本ソフトウェアの譲受人は本ライセンス条項が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。譲渡には、本ソフトウェアおよび「Proof of License」ラベルが含まれる必要があります。本ソフトウェアを譲渡したユーザーは、本ソフトウェアのライセンスを改めて取得しない限り、本ソフトウェアのインスタンスも保持することはできません。
- 16. 輸出規制。**本ソフトウェアは米国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守することに同意されたものとします。詳細については www.microsoft.com/japan/exporting_ をご参照ください。
- 17. サポート サービス。**マイクロソフトは本ソフトウェアに対し、www.support.microsoft.com/common/international.aspx に記載されたサポート サービスを提供します。
- 18. 完全合意。**本ライセンス条項 (下記の品質保証規定を含みます)、ならびに追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネットベースのサービス、およびサポート サービスに関する使用条件は、

本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。

19. 準拠法。

- a. **日本。**お客様が本ソフトウェアを日本国内で入手された場合、本ライセンス条項は日本法に準拠するものとします。
- b. **米国。**お客様が本ソフトウェアを米国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本ライセンス条項の解釈および契約違反への主張は、米国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。
- c. **日本および米国以外。**お客様が本ソフトウェアを日本国および米国以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。

20. 法的効力。本ライセンス条項は、特定の法律上の権利を規定します。お客様は、お客様の地域や国の法令によって、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得された第三者に関する権利を取得できる場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。

21. 責任の制限および除外。マイクロソフトおよびそのサプライヤの責任は、お客様が本ソフトウェアに対して実際に支払った金額を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害（派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません）に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されます。

- 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ（コードを含みます）または第三者のプログラムに関連した事項
- 契約違反、保証違反、無過失責任、または不法行為（適用される法で許可されている範囲において）

また、以下の場合においても、制限が適用されるものとします。

- 本ソフトウェアの修理、交換、または返金を行ってもお客様の損失が完全に補償されない場合
- マイクロソフトがこのような損害の可能性について知っていた場合または知り得た場合

一部の地域では付随的、派生的損害の免責、または責任の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

限定保証

- A. 限定保証。** お客様が説明書に従うことを条件とし、本ソフトウェアは本ソフトウェアに含まれた、または同梱されたマイクロソフト資料に従って実質的に動作します。
- B. 保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間。** 本品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 **1 年間有効**です。**1 年**の有効期間内に追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残存期間中、または入手後 **30 日間**のいずれか遅く到来する日まで保証されます。最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受人に適用されます。

法律上許容される限りにおいて、適用される法によりお客様に与えられる黙示の保証または条件は、本品質保証規定の有効期間に限定されるものとします。一部の地域では黙示の保証の期間の制限が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示の保証または条件の有効期間の設定が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

- C. 免責。** この品質保証規定は、お客様の行為（または不履行）、もしくは第三者の行為による、またはその他のマイクロソフトが制御不能な出来事を原因とした問題については一切責任を負いません。
- D. 保証違反に対する救済。** マイクロソフトは、無償で本ソフトウェアを修理または交換します。本ソフトウェアの修理または交換が不可能な場合、お客様の領収書に記載された本ソフトウェアの代金を返金します。マイクロソフトは、無償で追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアを修理または交換します。これらの修理または交換が不可能な場合、お客様が追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアに対してお支払いになられた代金を返金します。返金を受けるには、本ソフトウェアをアンインストールし、その媒体および関連資料を領収書と共にマイクロソフトに返品する必要があります。以上が、保証違反に対するお客様の唯一の救済手段となります。
- E. 変更できない消費者権利。** 本品質保証規定では変更することができない、お客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。
- F. 保証に関するお問い合わせ。** 領収書などのご購入の証明が必要になります。

- 1. 米国およびカナダ。** 米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

- (800) MICROSOFT
- Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399
- Web サイト : www.microsoft.com/info/nareturns.htm

- 2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。** 本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。保証サービスの履行をお求めの場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

- Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland

- お客様の地域のマイクロソフト関連会社 (www.microsoft.com/worldwide)
- 3. 米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、およびアフリカ以外の地域。** 最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、www.microsoft.com/worldwide をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/ をご参照ください。
- G. 無保証。** 本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様がマイクロソフトから直接受けられる唯一の直接的保証となります。マイクロソフトは、その他の明示的な保証は一切行いません。法律上許容される最大限において、商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性に関する黙示の保証については一切責任を負いません。適用される法により黙示の保証が確保されている場合、本条に関わらず、お客様に与えられる救済手段は、法律上許容される最大限において、上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。
- H. 保証規定違反に関する責任の制限および除外。** 上記の「無保証」の規定は、本品質保証規定の違反にも適用されるものとします。

本品質保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なる追加の権利が存在する場合があります。